



今後の臓器移植医療のあり方について

第80回 厚生科学審議会 疾病対策部会 臓器移植委員会

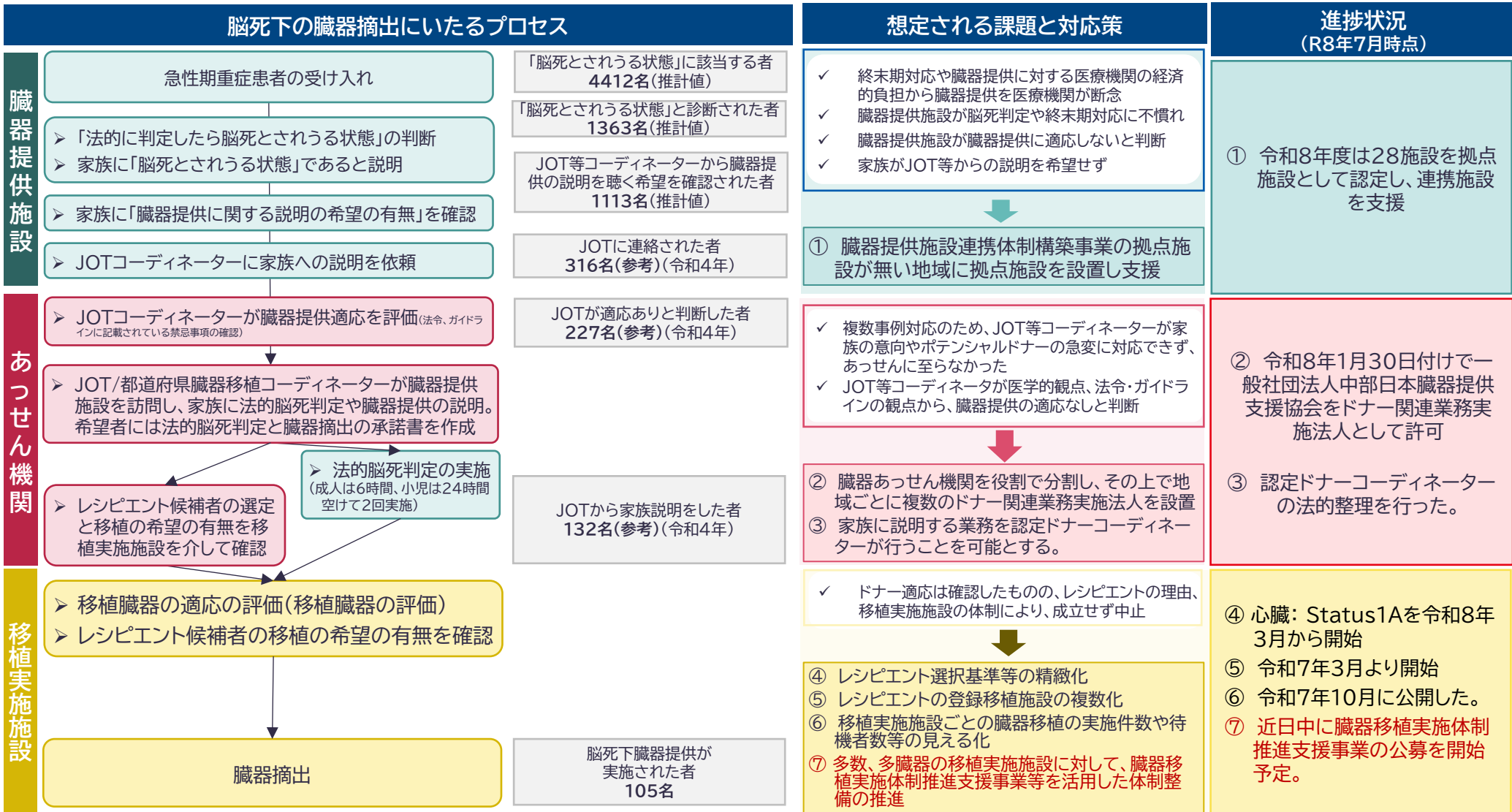
厚生労働省 健康・生活衛生局

難病対策課 移植医療対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

臓器移植体制の抜本的見直しに係る取組の状況

- 令和6年12月と令和8年5月の臓器移植委員会で取りまとめられた改革案に沿って、臓器提供施設、臓器あっせん機関及び移植実施施設の体制を総合的に強化する取組を鋭意進めている。



(※) 令和5年度厚生労働科学研究費補助金事業「終末期医療から脳死下・心停止後臓器提供に関わる医療の評価に関する研究:横堀将司(日本医科大学)」の結果を用い、5類型施設895施設のうち、回答のあった612施設において、3,017名が「脳死とされうる状態」を経て死亡し、うち「脳死とされうる状態」の診断が実施された患者数は932名、うち、家族に臓器提供に関する情報が提供された患者数は761例であったことから、有効回答率を踏まえ、895施設/(647施設-35施設)を乗じた値を用いた。脳死下臓器提供が実施された者は令和4年度の実績を105名を用いた。

今後の臓器移植医療のあり方に関する議論のスケジュールに関して

- 令和6年12月の改革案取りまとめ以降、特に臓器あっせん機関及び移植実施施設の体制強化に関して重点的にご議論いただいた。
- 今後は、移植実施施設の体制整備の状況も踏まえつつ、臓器提供の体制に関して重点的に議論してはどうか。

		令和6年度	令和7年度				令和8年度				令和9年度	
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		
臓器提供施設	厚労省等	臓器移植体制の抜本的見直しに係る改革案のとりまとめ(第70回臓器移植委員会(12月))	臓器提供施設連携体制構築事業の拠点施設31施設認定 (R7.4)				臓器提供施設連携体制構築事業の拠点施設28施設認定 (R8.4)				臓器提供体制を強化していくための取組を実施	
	臓器移植委員会						脳死臓器提供管理料について一部加算の新設 (R8.6)					
臓器あっせん	厚労省等						移植実施施設の体制整備の状況も踏まえつつ、臓器提供施設の関係者等へのヒアリングも行いながら、臓器提供体制を強化するための方策を検討					
	臓器移植委員会											
	臓器移植委員会		臓器移植法ガイドライン改正、あっせん業許可通知の全部改正 (R7.9～10)				認定COの診療報酬加算新設 (R8.6)					
移植実施施設	厚労省等		ドナー法人や認定COの法的整理等を議論 (第71回～74回臓器移植委員会 (R7.2～R7.9))				・各地域へのドナー関連業務実施法人の設置に向けて、関係者への周知等を進める ・ドナー関連業務実施法人の許可申請があれば随時審査					
	臓器移植委員会											
	臓器移植委員会		移植希望施設の登録複数化運用開始 (R7.3)				臓器移植実施体制確保加算の新設 (R8.6)					
臓器移植委員会	厚労省等		JOTのHPIに移植実施施設の移植実績等公表開始 (R7.10)				心臓Status 1 A開始 (R8.3)				臓器移植実施体制推進支援事業の実績評価	
	臓器移植委員会						腎臓・小腸inactive開始 (R8.5)					
	臓器移植委員会						臓器移植実施体制強化に係る改革案のとりまとめ(第79回臓器移植委員会 (R8.5))					
			多数・多臓器の移植実施施設の体制整備について議論 (第75回～78回臓器移植委員会 (R7.12～R8.4))				臓器移植実施体制推進支援事業の公募				臓器移植実施体制推進支援事業の事業実施施設採択、事業の実施	

3

臓器提供施設における脳死下の臓器摘出のプロセス及び課題に関して

- これまで、臓器あっせん機関及び移植実施施設の体制整備について議論を行い、とりまとめに基づく取組を進めている。
- これらによる体制整備が一定程度進むことを想定し、今後は脳死下における臓器摘出のプロセスの中でも、特に臓器提供施設の部分に関して、ヒアリングや臓器提供施設等へのアンケート調査などを通じて課題の分析を進めることとしてはどうか。

仮説

課題①: 脳死下臓器提供を実施できる体制がない施設に対する施策を検討する必要があるのではないか。

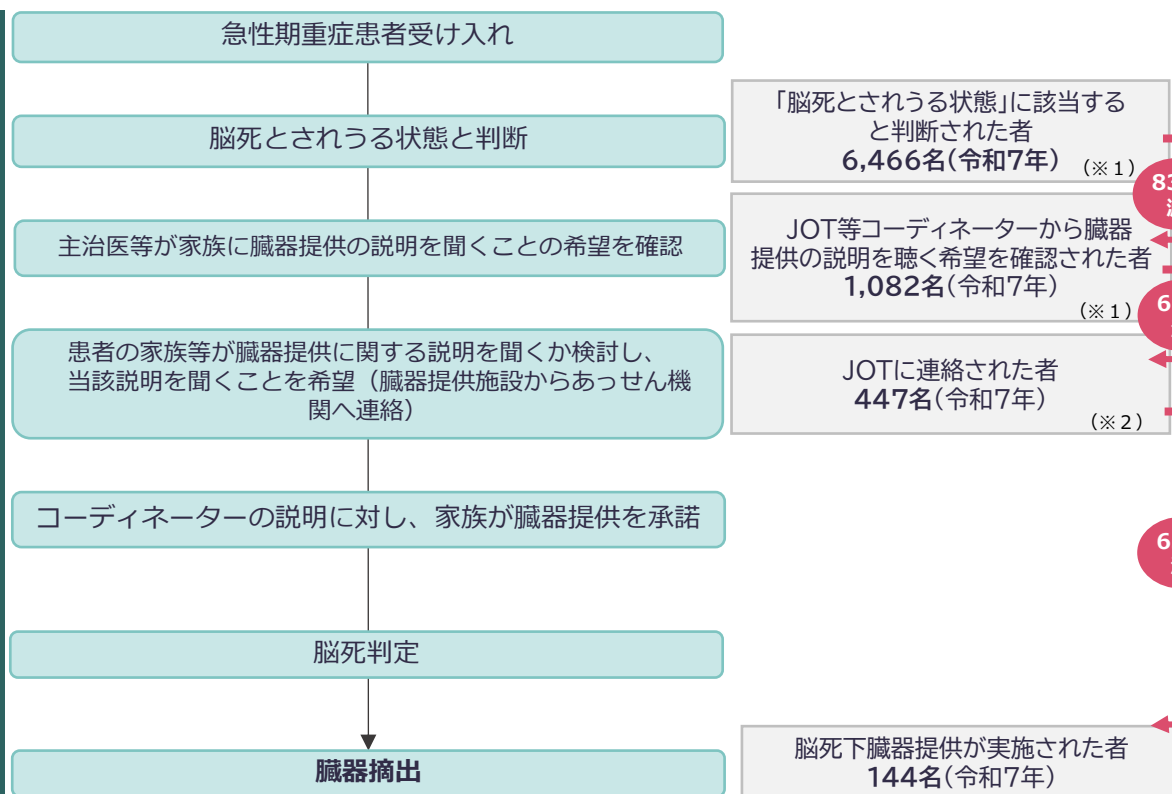
課題②: 医療者の負担を軽減しつつ、対象者への臓器提供に関する情報提供が確実に行われるような施策を検討する必要があるのではないか。

課題③: 国民の臓器移植に係る理解を促進させるとともに、意思表示率の向上に繋がる普及啓発を進める必要があるのではないか。

脳死下の臓器摘出にいたるプロセス (臓器提供施設部分抜粋)

想定される臓器提供に至らない理由等

臓器提供施設



- 搬送先の医療機関において脳死下臓器提供を実施できる体制がない。(課題①)
- 主治医等に臓器提供に関する情報提供のタイミングや説明方法に関する十分な知識や経験がないこと等から、情報提供を行っていない。(課題②)
- 臓器提供に関する意思表示をしておらず、家族が本人の意思を把握していなかったことから、臓器提供に関する話に及ばなかった。(課題③)
- 患者が医学的理由等から臓器提供に適応しないと判断された等

- 家族の心理的負担の大きさや臓器移植に関する理解不足等により、検討が進まなかった。(課題③)
- 家族が臓器提供の説明を聞くことを希望されなかった等

- 複数事例対応のためJOT等コーディネーターが対応できず、あっせんに至らなかった(対応中)
- 移植実施施設の体制により、成立せず中止(対応中)
- 医学的な理由等により臓器提供に至らなかった
- 「臓器を提供しない」意思表示していた等

(※1) 令和8年3月31日時点における5類型施設(922施設)に対して実施した調査において、有効回答施設(920施設)の回答を集計したもの。

(※2) 公益社団法人日本臓器移植ネットワークにて保有しているデータを集計したもの。令和7年1月1日から12月31日において受診したドナー情報に関するデータ。

【参考①】臓器提供件数が少ない要因(5類型施設へのアンケート調査結果)

- 医療機関の目線から、率直に臓器提供件数が伸び悩んでいる原因はどこにあると考えられるか、アンケート調査を実施した。(自由記載)
- 回答としては、臓器移植に係る普及啓発が足りていないこと、脳死とされうる患者の家族等に対する臓器提供の情報提供に当たって医療者の負担が大きいこと、臓器提供に係る業務負担が大きいことという意見が多かった。主な意見の内容については以下のとおり。

主な意見

※5類型施設からの主な御意見を事務局で整理した。

【臓器移植に係る普及啓発が不足しているという意見】

- 臓器提供に関する意思表示をしている方が少なく、意思表示がないと家族等が臓器提供に関する決断をするのに負担に感じている印象がある。
- 脳死とされうる患者の家族等が臓器移植についての基本的な知識が不足していることが多く、仮に臓器提供に関する情報提供をしたとしても、そこからの検討が進まないことがある。
- 医療者が臓器移植を理解していないことが多く、終末期医療も含めた理解の促進が必要なのではないか。

【臓器提供に関する情報提供に当たって医療者の負担が大きいという意見】

- 臓器提供に関する情報提供を行うに当たって、ご家族の心情を推し量るのが難しい。
- 臓器提供に関する情報提供に当たって医療者の心理的な負担が大きいことから、情報提供がされていないことが多いのではないか。
- 臓器提供に関する情報提供がされない要因として、主治医や診療科の判断に委ねられており負担が大きいこと、また標準化されていないことから説明の方法等にばらつきがあることなどがあげられる。

【臓器提供の実施に当たって医療者の業務負担が大きいという意見】

- 臓器提供に係る業務を担える人員の不足も含めて、特に人員的側面から対応ができない。

【その他】

- 諸外国と比べて臓器提供件数が少ない要因として、死生観、宗教観や文化的背景等が違うことなどもあると思われる。

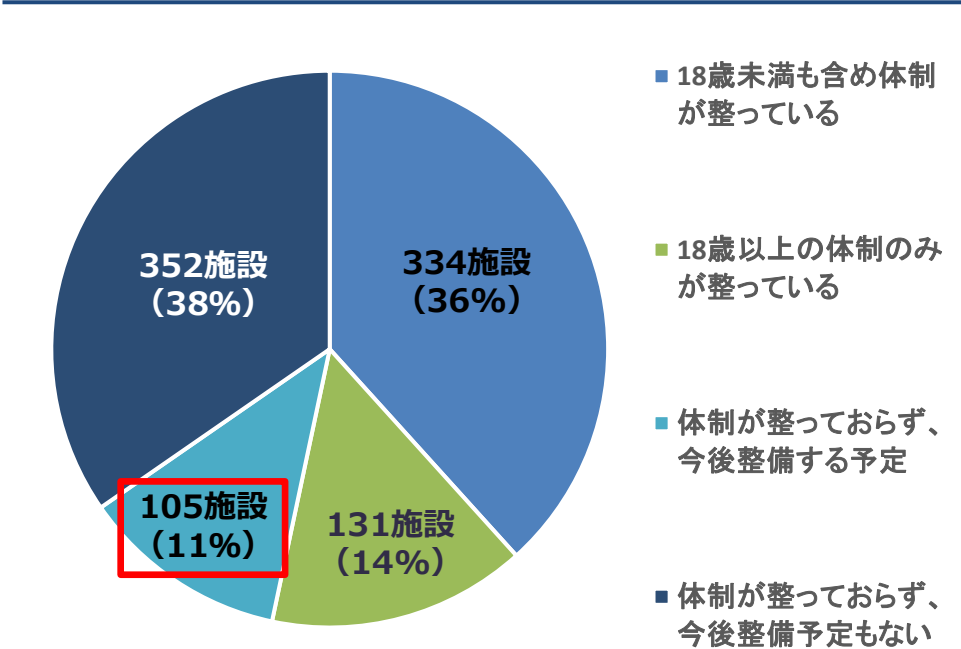
【参考②】臓器移植法ガイドラインにおける5類型施設の現状①

- 5類型施設（※1）922施設のうち、脳死下での臓器提供体制を整えている施設は465施設、体制が整っておらず今後整備する予定の施設は105施設となっている。
- 今後整備する予定と回答した施設の課題は主に「臓器提供に必要な人員が確保できない」、「臓器提供に係る院内マニュアルが未整備」、「臓器移植に関して、施設内で合意が得られていない」等がある。

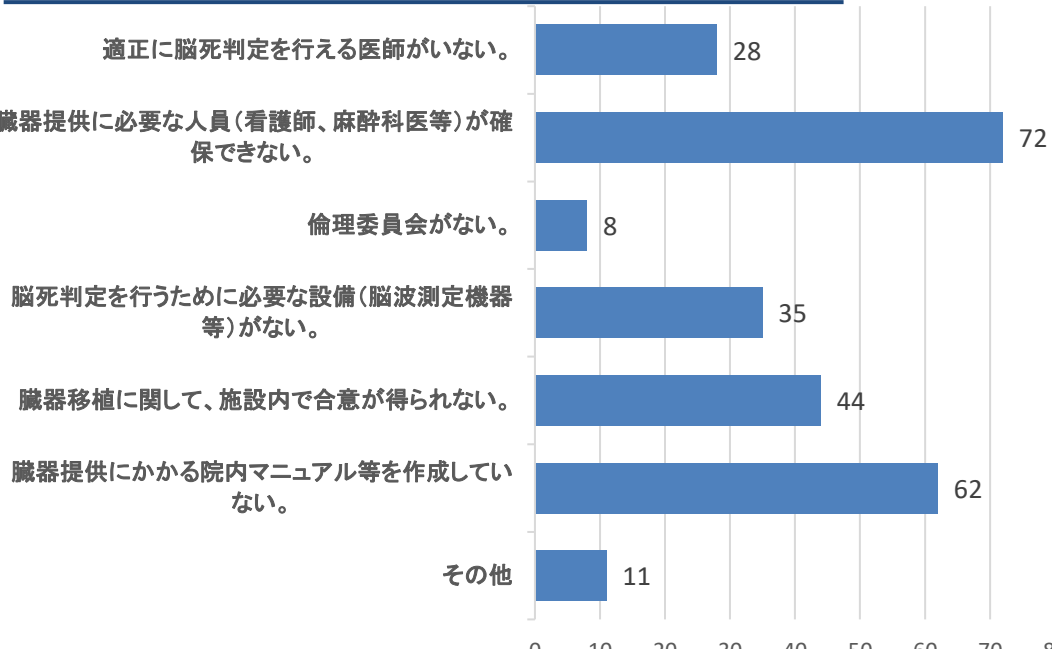
【5類型該当施設（令和8年3月31日）】

合 計	大学附属病院	日本救急医学会 指導医指定施設	日本脳神経外科学会基幹 施設 又は連携施設	救命救急 センター	日本小児総合 医療施設協議会 の会員施設
922	172	173	839	313	39

○ 5類型施設のうち、脳死下での臓器提供体制を整えている施設数



○ これから体制を整える施設の課題（105施設）

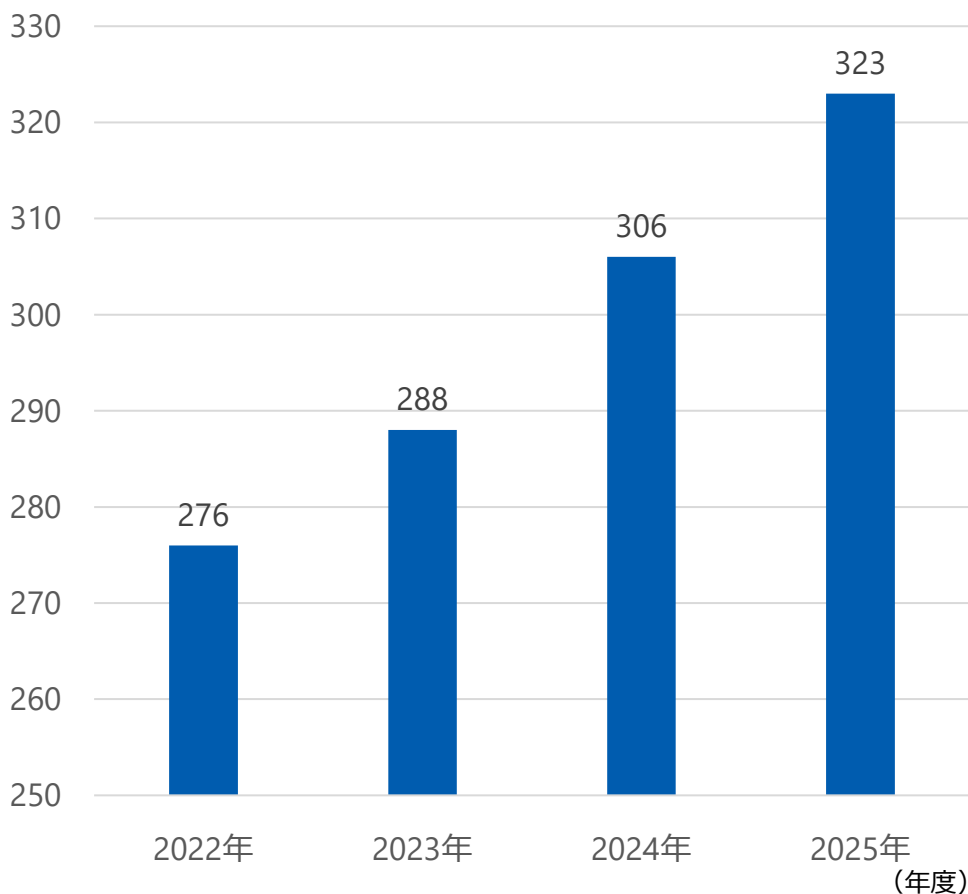


（※1）「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙）の第4の3に規定する施設
（※2）医療機関等情報支援システム（G-MIS）により、全5類型施設にアンケート調査を実施しており、その回答を集計したもの。
（※）複数回答可

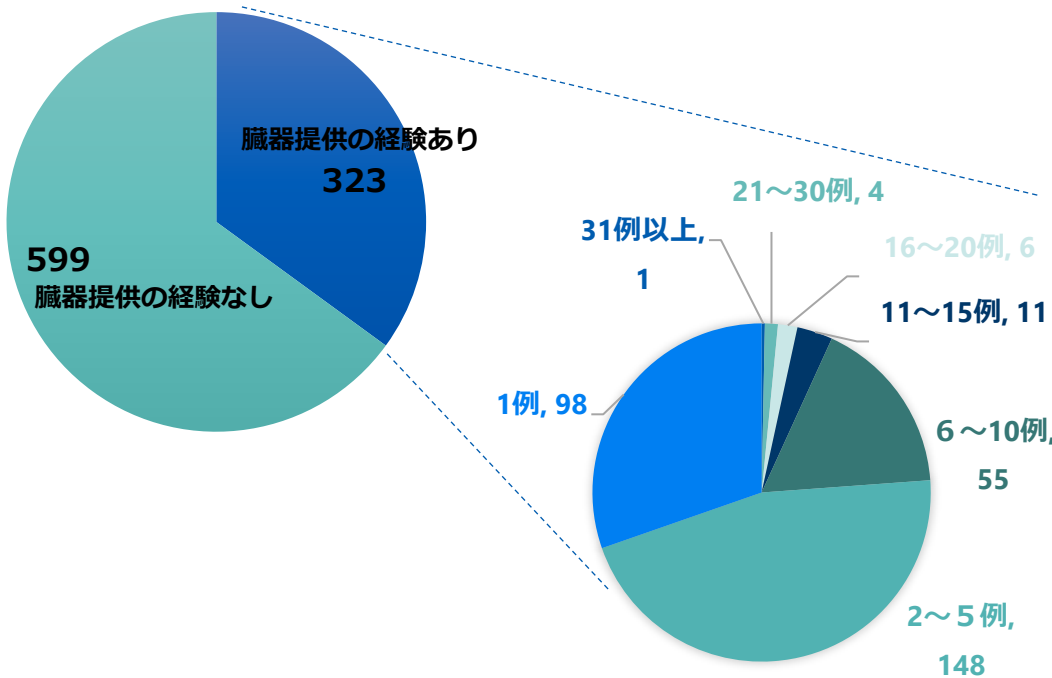
【参考③】臓器移植法ガイドラインにおける5類型施設の現状②

- 脳死下臓器提供の経験のある施設は着実に増加しているものの、脳死下臓器提供が制度上可能な5類型施設のうち、臓器移植法施行以降に臓器提供を実施した施設は323施設に留まっている。
- さらに、そのうち複数事例対応した施設は225施設（直近3年間で複数事例対応した施設は84施設）に留まっていることから、継続的に臓器提供を行う施設は限られている現状がある。

○ 1事例以上脳死下臓器提供を経験した施設数の推移



○ 臓器移植法施行以降に脳死下臓器提供施設経験がある施設数の内訳

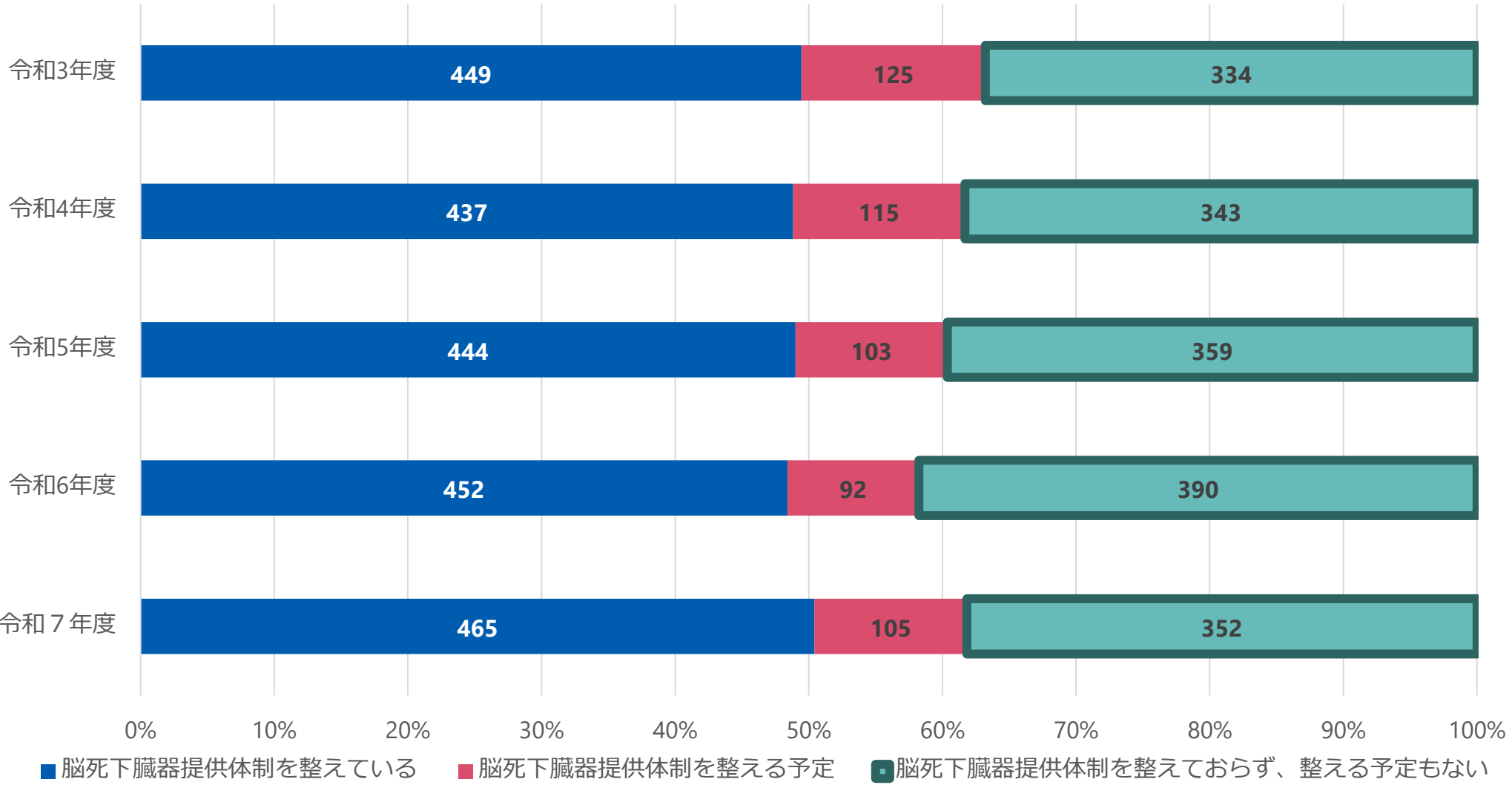


【参考】
○ 直近5年間で臓器提供を実施した施設数
→ **194施設**（うち複数事例以上対応した施設は**104施設**）
○ 直近3年間で臓器提供を実施した施設数
→ **161施設**（うち複数事例対応した施設は**84施設**）

(※1)「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙)の第4の3に規定する施設
(※2)公益社団法人日本臓器移植ネットワークにて保有しているデータを、厚生労働省にて集計したもの。

【参考④】臓器移植法ガイドラインにおける5類型施設の現状③

● ここ数年において、5 類型施設（※1）のうち「体制を整備しておらず今後整備する予定もない」施設は約 4 割程度となっている。



(※1)「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(平成9年 10 月8日健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別紙)の第4の3に規定する施設
(※2)医療機関等情報支援システム(G-MIS)により、全5類型施設にアンケート調査を実施しており、その回答を集計したもの。